

別表第2

福岡武道館使用料の減額・免除

	減免することができる場合	減免の額
1	県教育委員会又は市町村教育委員会が体育に関する指導者の研修、競技会等の行事に使用する場合	使用料の額の50%に相当する額
2	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）が、体育の学習指導又は学校行事に使用する場合	使用料の額の50%に相当する額
3	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が使用する場合	個人使用の場合の使用料の額の全額
4	療育手帳の交付を受けている者が使用する場合	個人使用の場合の使用料の額の全額
5	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用する場合	個人使用の場合の使用料の額の全額
6	福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号。以下この項において「施行規則」という。）第9条第5号に規定する身体障害者、4の項に定める者又は施行規則第9条第5号に規定する精神障害者とその介護人が使用する場合	個人使用の場合の使用料の額の全額
7	65歳以上の者が使用する場合	個人使用の場合の使用料の額の全額
8	公安委員会又は警察本部長が、武道館の設置目的を達成するために使用する場合	使用料の額の全額
9	その他公安委員会が特に必要と認めた場合	使用料の額の全額